

深谷市 市民協働指針



平成31年4月改定

深谷市

1 市民協働とは

市民をはじめ団体、事業者、学校、行政など様々な主体が、それぞれの強みを生かしながら地域を支えるまちづくりのことであり、深谷市に関する様々な人の力を生かすことによって『住み良い、魅力的なまち』を目指すものです。



2 現状と課題、今後の方向性

深谷市では平成26年3月に市民協働指針を策定し、①推進体制の整備、②ネットワークの構築、③具体的事業の展開、④周知・啓発の4つの柱を立て、市民協働を推進してきました。その中で、『行政と市民との連携』という考え方を基本とし、市が実施したい事業について、市民活

動団体などへ協力を依頼する形の『協働』が多く実施されてきました。

しかし、この形では、事業内容や目的が、市民活動団体の本来の活動目的とズレが発生する等の問題により、事業が継続できなくなるなどの課題も出てきています。

これまでの市民協働の推進



これからの市民協働の推進



市民協働は、『行政と市民の連携』だけではなく、『市民同士の連携』や『個々の活動』によっても形作られるものです。まずは、まちをよくしようとする個々の活動があって、その中で様々な連携が生まれてきます。

そこで、第2次深谷市総合計画・前期基本計

画にも記述のある通り、これからは行政のフィールド（市がやりたいこと）に市民を巻き込むだけではなく、市民のフィールド（市民がやりたいこと）に市が寄り添うことで、協力・連携できる基盤を強化し、協働のまちづくりを推進していきます。

3 市民協働に期待される効果

(1) 市民が主役のまちづくりの推進

まちの元気の源である人と人とがつながり、新たな活動が生まれやすくなることで、まちが活性化されます。



(2) 公共サービスの向上、効率化

公共サービスは行政だけが担うという考えを転換し、団体などの強みを取り入れることで、より効果的、効率的な事業展開が可能になります。また、限られた財源・人材の中で、これまで手を付けることができなかった事業の実施が可能になり、公共サービスの向上が図れます。

4 市民協働の推進方法

(1) 新たな活動へのハードルを下げる（活動支援）

市民活動団体等が新たな活動を始めるときには、ヒトやモノ、カネ、バショなど様々なハードルが存在します。



**ヒト
の支援**

**モノ
の支援**

**カネ
の支援**

**バショ
の支援**

(例) 人材の登録・
紹介等

物品の貸出等

クラウドファン
ディングの支援

活動拠点の整
備等

そのハードルをクリアしやすくすることで、新たな活動が起こりやすい環境を作ります。



CLEAR

新たな**活動**が
生まれる

(2) 連携へのハードルを下げる（連携促進）

行政と団体、企業、学校、市民等が連携を図るには、相手のことを知り、どういった連携が可能か協議・検討する必要があります。



情報の共有

連携の促進

提案の募集

(例) 市民活動団体等の
情報発信

企業等との連携協
定の締結、団体間
のつながり構築

団体・企業等から
の提案の事業化

そのため、情報の共有や連携を生み出すためのしくみを構築することで、連携が生まれやすい環境を作ります。



CLEAR

新たな**連携**が
生まれる

5 協働の6つの基本原則

協働を進めるうえでは、一定の原則が必要となってきます。

＜自立の原則＞

お互いの活動が自主的かつそれぞれの責任の下で行われていることを理解し、どちらかに依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つように心掛けましょう。



＜対等の原則＞

組織的な基盤の強弱を超えた対等関係の構築が大切です。一方が主導し、他方が従属する形では、真の協働とはいえません。



＜相互理解の原則＞

お互いの違い（長所、短所、立場）を認め合いましょう。相互理解を深めるには、日頃から自由に意見交換ができる関係づくりが大切です。



＜役割分担の原則＞

それぞれの組織の特性に応じて、役割分担と責任を協議し、できるだけ文書化し明確にしておくことが大切です。



＜目的共有の原則＞

相互の目的が一致していることが前提です。連携の「目的」と、成果としての「目標」を共有する必要があります。



＜公開の原則＞

自分たちの取り組みを広く社会に公開することで、情報の共有と相互の理解を深め、新たな連携につなげましょう。



市民活動とは

ボランティア活動をはじめ、市民の自主的な参加によって行われる自発的な活動で、営利を目的とせず、多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいいます。

市民活動団体等とは

市民活動を行うことを目的とした団体又は個人をいいます。団体については、次の要件を満たすものとします。

- ①民間の団体である
- ②代表者を有し、会則や規約がある
- ③自らの活動を自主的に運営できる
- ④活動が継続的で、開かれている

